

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	51 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	47 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで
② 昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月まで
③ 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで

社会保険事務所（当時）で納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納とされていることが判明した。

各申立期間については、施設に入所していた。申立期間①当時に入所していた A 施設においては、職員から保険料の申請免除の手続についての説明はなかったが、申立期間②及び③当時に入所していた B 施設においては、職員から保険料の申請免除の説明を受け、当該手続を 1 回のみ行った記憶がある。

このため、各申立期間の保険料が未納とされ、申請免除となっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間③の前後を通じて同一施設に入所しており、申立期間③の前後を通じて、国民年金保険料の申請免除期間があることから、申立期間③についても、保険料の申請免除手続を行ったと考えるのが自然である。

一方、申立人は、B 施設に入所していた際に、保険料の申請免除の手続について説明を受け、同手続を 1 回のみ行ったと主張しており、申立期間①の一部については、A 施設に入所していたことから、申立期間①の保険料について、自ら申請免除の手続を行ったとは考え難い。

また、申立人は、各申立期間について、A 施設及び B 施設に入所していたと主張しており、各申立期間に入所していた施設に照会したところ、申立人に係る資料は残っておらず、保険料の申請免除の手続の状況は確認できなかった。

さらに、申立期間①及び②の保険料が申請免除とされていたことを示す関連資料が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料が申請免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間③の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

茨城国民年金 事案 1105

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで

年金記録照会回答票により、昭和 49 年度分の保険料が未納であることを確認した。当時は母が保険料を納付してくれており、加入手続後に、申立期間を含む未納期間の保険料をすべて納付したので、1 年分だけ納付しなかった事実は無い。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く昭和 63 年 5 月までの国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとする申立人の父及び母は、昭和 35 年 10 月に国民年金に加入し、36 年 4 月から 60 歳到達により国民年金被保険者資格を喪失するまでの国民年金保険料をすべて納付している。

さらに、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、申立人は、申立期間直後の昭和 50 年度の保険料を現年度納付した事実が確認でき、さらに、50 年 4 月に、申立期間直前の 48 年 1 月から 49 年 3 月までの保険料を過年度納付及び 47 年 5 月から同年 12 月までの期間の保険料を特例納付していることが確認できることから、その時点において現年度納付が可能であった申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 2 月から同年 6 月まで
② 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで
③ 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで

ねんきん特別便を確認したところ、申立期間の保険料が未納とされていることが判明した。

申立期間①及び②については、私は、20 歳到達後、しばらく国民年金に加入していなかったが、昭和 55 年ころ、父が A 市区町村役場において国民年金に加入し、20 歳までさかのぼって保険料を一括納付してくれた。

申立期間③については、国民年金に加入後、納税組合を通じて、父が家族の保険料を納付してくれていた。

このため、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 各申立期間について、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父及び母は、昭和 35 年 10 月 1 日に国民年金に加入後、60 歳で国民年金被保険者資格を喪失するまでのすべての期間について保険料を納付していることから、年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号により、昭和 55 年 9 月 22 日から同年 10 月の間であることが確認できる。しかも、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は、申立期間②直前の 53 年 7 月から 54 年 3 月までの保険料について、同年 10 月に過年度納付し、申立期間③直後の昭和 56 年度の保険料について、現年度納付していることが確認できることから、時効未到来である申

立期間②及び③の保険料を納付しなかったとは考え難い。

- 2 申立期間①については、申立人が国民年金に加入した時期が、前述のとおり、昭和 55 年 9 月 22 日から同年 10 月の間であると考えられ、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は、申立期間①直後の 53 年 7 月から 54 年 3 月までの保険料について、55 年 10 月に過年度納付していることが確認できることから、この時点では、時効により保険料を納付することはできない。

また、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

茨城国民年金 事案 1107

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 10 月から 43 年 3 月まで
② 昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで

厚生年金保険の適用されていない事業所に勤務したため、A 市区町村役場において国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、申立期間の保険料については同市区町村役場及びB出張所で納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②は、12 か月と短期間である上、申立人は、両申立期間を除く国民年金加入期間は、保険料をすべて納付している。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、前の任意加入者の国民年金手帳記号番号から昭和 43 年 10 月 22 日直後と考えられ、この時点において、現年度分である申立期間②の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、加入手続をした際に納付書を渡された記憶があり、保険料を納付期限ごとに住所地の市区町村役場又は同市区町村出張所に向いて納付したと主張していることから、申立期間②の保険料を納付したものと考えられる。

2 申立期間①については、申立人が国民年金に加入した時点（昭和 43 年 10 月 22 日直後）では、過年度分となることから、居住地の市区町村役場又は同市区町村出張所で保険料を納付することはできない。

また、申立人は、昭和 41 年 10 月にB市区町村からA市区町村に転居し、同市区町村B出張所において国民年金の加入手続を行ったと主張している

ところ、戸籍の附票により、42年10月5日に同所に住所を定めたことが確認できることから、41年10月の時点でA市区町村内において国民年金の加入手続を行うことはできず、申立人の主張には不合理な点が認められる。

さらに、申立人は、申立期間①の保険料について、後からまとめて納付したことは無いと主張しており、事実、申立期間①の保険料を過年度納付及び特例納付により納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月 21 日から 47 年 9 月 21 日まで
② 昭和 47 年 11 月 1 日から 49 年 7 月 21 日まで

年金事務所で厚生年金保険被保険者期間を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社（現在は、C社）に勤務していた申立期間②について、昭和 51 年 7 月 23 日に脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間に係る脱退手当金については、申立期間の最終事業所であるB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から、24 か月後の昭和 51 年 7 月 23 日に支給決定されたことになっていることに加え、同社に係る厚生年金保険被保険者原票において申立人の健康保険整理番号の前後の女性は、申立人を含めて 45 人存在し、そのうち 18 人が脱退手当金の受給権を有していたものの、脱退手当金が支給された記録があるのは申立人のみであることから、事業主による代理請求が行われていたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間以前の厚生年金保険被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、3回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、脱退手当金の支給時期当時、申立人は国民年金に加入中であり、支給日前後の国民年金保険料を納付している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の、A社における資格取得日は平成3年3月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、13万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月1日から同年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成3年3月1日から同年4月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

平成9年ごろに、社会保険事務所（当時）で記入してもらった年金手帳では、A社の「被保険者となった日」欄に、「H3年3月1日」と記載されている。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳では、「厚生年金保険の記録」のA社の「被保険者となった日」欄に、「H3年3月1日」と記載されていることが確認できるとともに、同記載頁の右上に「B」の押印があることから、同記載についてはB社会保険事務所（当時）において記載されたものであることが確認できる。

また、申立人は平成3年3月からA社に勤務していたと主張しているところ、申立期間当時のことについて、友人が同年*月*日に死亡し、死亡時には同社にはまだ入社していなかったこと、及びその翌月に墓参りに行った時にはすでに勤務していたこと等を詳細に記憶しており、申立人の主張には信憑性が認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間における資格取得日は、申

立人が主張する平成3年3月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社に係るオンライン記録における申立人の平成3年4月の記録から、13万4,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 25 日

ねんきん定期便を確認したところ、A社における平成 19 年 12 月分賞与の年金記録が漏れていることが判明した。

私が所持している賞与支払明細書のとおり、平成 19 年 12 月分賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されているので、年金記録に平成 19 年 12 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書（平成 19 年 12 月 25 日支給）及びA社から提出された申立人の平成 19 年分所得税源泉徴収簿により、申立人は、その主張のとおり、平成 19 年 12 月分賞与（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額（28万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和41年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月30日から同年5月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場における資格喪失日が昭和41年4月30日となっている旨の回答を受けた。

私は、昭和41年4月30日までA社B工場に勤務していたことから、当該資格喪失日は同年5月1日となるはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、申立人のA社B工場に係る雇用保険被保険者記録は、離職日が昭和41年4月30日である旨の回答が得られたほか、申立人から提出された同社同工場の辞令により、申立人は同年4月30日付けで解職されたことが確認できる。

また、申立人から提出された昭和41年5月25日支給分の給料明細書により判明した申立期間当時の総務担当者に照会したところ、当該給与明細書は、当時、A社B工場において使用されていたものである旨の証言が得られた。

さらに、申立人は、A社に入社した月から退職翌月の昭和41年5月25日支給分の給与明細書をほぼ全て所有しており、これらの給与明細書から、昭和41年5月25日支給分の給料明細書により控除が確認できる厚生年金保険料は、同年4月の厚生年金保険料であると認められる上、当該保険料額は、申立人の同社B工場に係るオンライン記録における資格喪失時の標準報酬月額2万4,000円に対応する金額と一致する。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社B工場に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと

認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料明細書の厚生年金保険料控除額及びA社B工場に係るオンライン記録における申立人の昭和41年3月の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和41年5月1日と届け出たにも関わらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主はこれを履行していないと認められる。

茨城厚生年金 事案 1147

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 25 日

ねんきん定期便を確認したところ、A社における平成 19 年 12 月分賞与の年金記録が漏れていることが判明した。

A社において、平成 19 年 12 月分賞与が 28 万円支給され、厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、年金記録に平成 19 年 12 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の平成 19 年分所得税源泉徴収簿により、申立人は、その主張のとおり、平成 19 年 12 月分賞与（28 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額（28 万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年3月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から45年4月4日まで
② 昭和52年2月28日から同年3月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和43年4月から45年4月4日までの期間及び52年2月28日から同年3月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和43年4月にA社に入社してから52年2月28日に退職するまで、継続して勤務していたことは間違いないので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、労働局に照会したところ、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録は、資格取得日が昭和43年3月19日、離職日が52年2月28日である旨の回答が得られたほか、申立人から提出された「表彰状」(昭和48年6月20日発行)により、申立人は、43年6月以降、同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社が加入するB厚生年金基金に照会したところ、申立人は、同社において、昭和45年4月4日に加入員資格を取得し、52年2月28日に同資格を喪失している旨の回答が得られた。

さらに、A社の副社長から提出された「健康保険・厚生年金・基金・被保

険者台帳」により、申立人が、同社において、昭和 45 年 4 月 4 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、52 年 2 月 28 日に同資格を喪失していることが確認できる。

2 申立期間②について、申立人が A 社に勤務していたことは、上記 1 の雇用保険被保険者記録により確認できる。

また、A 社に係るオンライン記録及び申立人から提出された昭和 50 年 10 月分から 52 年 2 月分までの給料明細書を検証したところ、51 年 10 月 1 日に定時決定が行われ、標準報酬月額が 15 万円から 11 万円に変更になっていることが確認できる上、同年 9 月分及び同年 10 月分の給与明細書から控除されている厚生年金保険料控除額が、それぞれ定時決定前及び定時決定後の標準報酬月額（15 万円及び 11 万円）に見合う金額であることから、同社では、当月控除方式により厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

このことから、申立人から提出された昭和 52 年 2 月分の給料明細書により控除が確認できる厚生年金保険料は、同年 2 月の厚生年金保険料であると認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、A 社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる昭和 52 年 2 月の保険料控除額から、11 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上記 1 の B 厚生年金基金からの回答及び A 社の副社長から提出された「健康保険・厚生年金・基金・被保険者台帳」における申立人の被保険者資格喪失日が、昭和 52 年 2 月 28 日となっており、オンライン記録と一致していることから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間①について、申立人が A 社に勤務していたことは、上記 1 の雇用保険被保険者記録により確認できる。

一方、A 社における厚生年金保険被保険者資格取得日及び雇用保険被保険者資格取得日が申立人と同日である同僚一人に照会したところ、申立期間①において、同社の事務担当者との話し合いの上、厚生年金保険に加入しなかった旨のほか、同社では、厚生年金保険の加入について、従業員個々に加入

を選択させていたと思う旨の証言が得られた。

また、申立期間①及び②にA社において被保険者資格を有し、後に、管理職となった同僚一人に照会したところ、申立人の申立期間①における厚生年金保険の取扱いについては不明であるとしているものの、当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて、従業員を入社と同時に加入させてはいなかった旨の証言が得られた。

このほか、申立期間①に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、A社B支店における被保険者資格の取得日は昭和56年9月1日、喪失日は同年10月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、7万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月1日から同年10月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B支店に勤務していた昭和56年9月1日から同年10月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間中、A社B支店に勤務しており、企業年金連合会から年金が支給されているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

企業年金連合会から提出された「中脱記録照会(回答)」及び「C厚生年金基金加入員台帳」により、申立人が、申立期間にA社B支店に勤務していたことのほか、C厚生年金基金において、昭和56年9月1日に加入員資格を取得し、同年10月1日に同資格を喪失したことが確認できる。

また、D社に照会したところ、当時の人事関係書類は無いものの、同社から提出された複写式の「厚生年金基金・加入員資格喪失届」により、申立人に係る基金への届出が行われていたことが確認できる。

さらに、申立人から提出された「厚生年金基金連合会通算年金証書」及び「企業年金連合会老齢年金振込通知書」により、現在、申立人に企業年金連合会から老齢年金が支給されていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が昭和56年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年10月1日に被保険者資格を喪失した旨の

届出を事業主が社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、企業年金連合会から提出された「中脱記録照会(回答)」に記載されている額から、7万6,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和51年3月31日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月31日から同年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和51年3月31日から同年4月1日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、A社からB社C工場に異動したものの、継続して勤務していることは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社C工場から提出された「労働者名簿」により、申立人は、昭和46年4月1日にD社に入社してから、同社のほか、同社の子会社であったA社及びB社において、継続して勤務していることが認められる。

また、E企業年金基金に照会したところ、申立人は、昭和51年3月31日にA社において加入員資格を喪失し、同日付けでB社C工場において加入員資格を取得している旨の回答が得られた。

さらに、E企業年金基金から、申立期間当時の厚生年金基金の資格取得及び喪失に係る届出は、複写式の様式を用いて行っていた旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和51年3月31日に厚生年金保険被保険者の資格をB社C工場において取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、E企業年金基金から提出された

「加入員台帳」から、8万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、申立期間①及び②については12万円に、申立期間③については13万9,000円に、申立期間④については14万4,000円に、申立期間⑤については18万円に、申立期間⑥については23万円に、申立期間⑦については25万円に、それぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（申立期間⑤及び⑦については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月8日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年7月9日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年12月10日
⑥ 平成18年7月10日
⑦ 平成19年7月11日

年金事務所で厚生年金保険の標準賞与額の記録を確認したところ、申立期間のうち、申立期間⑤及び⑦を除く期間について、記録が無いことが判明したほか、申立期間⑤及び⑦について、支払われた賞与の額よりも少ないことが判明した。

私が所持している当時の賞与明細書により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、年金記録の追加のほか、訂正を行ってほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における標準賞与額は、申立期間①、②、③、④及び⑥については記録が無く、申立期間⑤については17万円、申立期間⑦については13万円と記録されているところ、同社から提出された貸金台帳及び預金通帳並びに申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、

申立期間①及び②において 18 万円、申立期間③において 15 万円、申立期間④において 16 万円、申立期間⑤において 18 万円、申立期間⑥において 23 万円、申立期間⑦において 25 万円の賞与が支給されていることが確認できる。

また、同時に、申立期間①及び②において 12 万円、申立期間③において 13 万 9,000 円、申立期間④において 14 万 4,000 円、申立期間⑤において 18 万円、申立期間⑥において 23 万円、申立期間⑦において 25 万円に相当する厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

この点について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳及び賞与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間①及び②において 12 万円、申立期間③において 13 万 9,000 円、申立期間④において 14 万 4,000 円、申立期間⑤において 18 万円、申立期間⑥において 23 万円、申立期間⑦において 25 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず（申立期間⑤及び⑦については、正しい届出を行っておらず）、保険料も納付していない（申立期間⑤及び⑦については、過少な保険料を納付した）ことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料（申立期間⑤及び⑦については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月31日から同年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和47年3月31日から同年4月1日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和43年4月1日からA社に勤務し、47年3月31日付けで退職したため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社に係る採用時から昭和47年3月分までの給与支払明細書の保険料控除額及び同社からの回答から、申立期間において、申立人は、同社に勤務し、厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された昭和47年3月分の給与支払明細書における厚生年金保険料控除額から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、申立期間当時、申立人の被保険者資格喪失日を昭和47年4月1日とすべきところ、退職日と被保険者資格喪失日の記入を誤って届出を行った旨の回答が得られたことから、事業主は同年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月

の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 48 万 4,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、48 万 4,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

A 社から、平成 19 年 12 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与の支給控除項目一覧表のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 19 年 12 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 19 年 12 月分賞与の支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間において、標準賞与額 48 万 4,000 円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 48 万 4,000 円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（48 万 4,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 39 万 6,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、39 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

A 社から、平成 19 年 12 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与の支給控除項目一覧表のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 19 年 12 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 19 年 12 月分賞与の支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間において、標準賞与額 39 万 6,000 円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 39 万 6,000 円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（39 万 6,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 26 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、26 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

A社から、平成 19 年 12 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与の支給控除項目一覧表のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 19 年 12 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 19 年 12 月分賞与の支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間において、標準賞与額 26 万円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 26 万円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（26 万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 27 万 8,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、27 万 8,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

A 社から、平成 19 年 12 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与の支給控除項目一覧表のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 19 年 12 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 19 年 12 月分賞与の支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間において、標準賞与額 27 万 8,000 円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 27 万 8,000 円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（27 万 8,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 39 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、39 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

A社から、平成 19 年 12 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与の支給控除項目一覧表のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 19 年 12 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 19 年 12 月分賞与の支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間において、標準賞与額 39 万円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 39 万円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（39 万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 42 万 5,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、42 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

A 社から、平成 19 年 12 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与の支給控除項目一覧表のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 19 年 12 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 19 年 12 月分賞与の支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間において、標準賞与額 42 万 5,000 円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 42 万 5,000 円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（42 万 5,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 41 万 7,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、41 万 7,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

A 社から、平成 19 年 12 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与の支給控除項目一覧表のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 19 年 12 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 19 年 12 月分賞与の支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間において、標準賞与額 41 万 7,000 円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 41 万 7,000 円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（41 万 7,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 37 万 3,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、37 万 3,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

A 社から、平成 19 年 12 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与の支給控除項目一覧表のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 19 年 12 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 19 年 12 月分賞与の支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間において、標準賞与額 37 万 3,000 円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 37 万 3,000 円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（37 万 3,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 39 万 8,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、39 万 8,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

A 社から、平成 19 年 12 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与の支給控除項目一覧表のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 19 年 12 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 19 年 12 月分賞与の支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間において、標準賞与額 39 万 8,000 円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 39 万 8,000 円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（39 万 8,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 27 万 3,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、27 万 3,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

A 社から、平成 19 年 12 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与の支給控除項目一覧表のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 19 年 12 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 19 年 12 月分賞与の支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間において、標準賞与額 27 万 3,000 円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 27 万 3,000 円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（27 万 3,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 26 万 2,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、26 万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

A 社から、平成 19 年 12 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与の支給控除項目一覧表のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 19 年 12 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 19 年 12 月分賞与の支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間において、標準賞与額 26 万 2,000 円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 26 万 2,000 円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（26 万 2,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 31 万 1,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、31 万 1,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

A 社から、平成 19 年 12 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与の支給控除項目一覧表のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 19 年 12 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 19 年 12 月分賞与の支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間において、標準賞与額 31 万 1,000 円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 31 万 1,000 円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（31 万 1,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 27 万 5,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、27 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

A 社から、平成 19 年 12 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与の支給控除項目一覧表のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 19 年 12 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 19 年 12 月分賞与の支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間において、標準賞与額 27 万 5,000 円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 27 万 5,000 円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（27 万 5,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 29 万 5,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、29 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

A 社から、平成 19 年 12 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与の支給控除項目一覧表のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 19 年 12 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 19 年 12 月分賞与の支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間において、標準賞与額 29 万 5,000 円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 29 万 5,000 円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（29 万 5,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 22 万 7,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、22 万 7,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

A 社から、平成 19 年 12 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与の支給控除項目一覧表のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 19 年 12 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 19 年 12 月分賞与の支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間において、標準賞与額 22 万 7,000 円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 22 万 7,000 円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（22 万 7,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 26 万 3,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、26 万 3,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

A 社から、平成 19 年 12 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与の支給控除項目一覧表のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 19 年 12 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 19 年 12 月分賞与の支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間において、標準賞与額 26 万 3,000 円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 26 万 3,000 円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（26 万 3,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 25 万 8,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、25 万 8,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

A 社から、平成 19 年 12 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与の支給控除項目一覧表のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 19 年 12 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 19 年 12 月分賞与の支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間において、標準賞与額 25 万 8,000 円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 25 万 8,000 円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（25 万 8,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 24 万 3,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、24 万 3,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

A 社から、平成 19 年 12 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与の支給控除項目一覧表のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 19 年 12 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 19 年 12 月分賞与の支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間において、標準賞与額 24 万 3,000 円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 24 万 3,000 円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（24 万 3,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 30 万 6,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、30 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

A 社から、平成 19 年 12 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与の支給控除項目一覧表のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 19 年 12 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 19 年 12 月分賞与の支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間において、標準賞与額 30 万 6,000 円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 30 万 6,000 円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（30 万 6,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 19 万 6,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、19 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

A 社から、平成 19 年 12 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与の支給控除項目一覧表のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 19 年 12 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 19 年 12 月分賞与の支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間において、標準賞与額 19 万 6,000 円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 19 万 6,000 円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（19 万 6,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 19 万 2,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、19 万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

A 社から、平成 19 年 12 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与の支給控除項目一覧表のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 19 年 12 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 19 年 12 月分賞与の支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間において、標準賞与額 19 万 2,000 円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 19 万 2,000 円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（19 万 2,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 23 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、23 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

A社から、平成 19 年 12 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与の支給控除項目一覧表のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 19 年 12 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 19 年 12 月分賞与の支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間において、標準賞与額 23 万円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 23 万円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（23 万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 19 万 9,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、19 万 9,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

A 社から、平成 19 年 12 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与の支給控除項目一覧表のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 19 年 12 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 19 年 12 月分賞与の支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間において、標準賞与額 19 万 9,000 円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 19 万 9,000 円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（19 万 9,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 26 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、26 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

A社から、平成 19 年 12 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与の支給控除項目一覧表のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 19 年 12 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 19 年 12 月分賞与の支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間において、標準賞与額 26 万円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 26 万円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（26 万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城厚生年金 事案 1177

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 20 万 5,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、20 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

A 社から、平成 19 年 12 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与の支給控除項目一覧表のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 19 年 12 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 19 年 12 月分賞与の支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間において、標準賞与額 20 万 5,000 円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 20 万 5,000 円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（20 万 5,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 18 万 3,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、18 万 3,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

A 社から、平成 19 年 12 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与の支給控除項目一覧表のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 19 年 12 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 19 年 12 月分賞与の支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間において、標準賞与額 18 万 3,000 円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 18 万 3,000 円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（18 万 3,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 18 万 1,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、18 万 1,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

A 社から、平成 19 年 12 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与の支給控除項目一覧表のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 19 年 12 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 19 年 12 月分賞与の支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間において、標準賞与額 18 万 1,000 円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 18 万 1,000 円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（18 万 1,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 18 万 8,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、18 万 8,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

A 社から、平成 19 年 12 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与の支給控除項目一覧表のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 19 年 12 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 19 年 12 月分賞与の支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間において、標準賞与額 18 万 8,000 円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 18 万 8,000 円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（18 万 8,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 18 万 3,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、18 万 3,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

A 社から、平成 19 年 12 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与の支給控除項目一覧表のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 19 年 12 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 19 年 12 月分賞与の支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間において、標準賞与額 18 万 3,000 円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 18 万 3,000 円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（18 万 3,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 17 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、17 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

A社から、平成 19 年 12 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与の支給控除項目一覧表のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 19 年 12 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 19 年 12 月分賞与の支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間において、標準賞与額 17 万円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 17 万円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（17 万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額1万5,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、1万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月14日

A社から、平成19年12月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与の支給控除項目一覧表のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成19年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年12月分賞与の支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間において、標準賞与額1万5,000円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額1万5,000円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（1万5,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 19 万 5,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、19 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

A 社から、平成 19 年 12 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与の支給控除項目一覧表のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 19 年 12 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 19 年 12 月分賞与の支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間において、標準賞与額 19 万 5,000 円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 19 万 5,000 円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（19 万 5,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額7万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、7万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月14日

A社から、平成19年12月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与の支給控除項目一覧表のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成19年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年12月分賞与の支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間において、標準賞与額7万円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額7万円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（7万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 16 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、16 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

A社から、平成 19 年 12 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与の支給控除項目一覧表のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 19 年 12 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 19 年 12 月分賞与の支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間において、標準賞与額 16 万円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 16 万円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（16 万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額3万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、3万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

A社から、平成19年12月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与の支給控除項目一覧表のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成19年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年12月分賞与の支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間において、標準賞与額3万円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額3万円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（3万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 25 日

ねんきん定期便を確認したところ、A社における平成19年12月分賞与の年金記録が漏れていることが判明した。

私が所持している賞与支払明細書のとおり、平成19年12月分賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されているので、年金記録に平成19年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書(平成19年12月25日支給)及びA社から提出された申立人の平成19年分所得税源泉徴収簿により、申立人は、その主張のとおり、平成19年12月分賞与(28万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立期間に係る標準賞与額(28万円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和49年7月1日にA社B出張所において被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、13万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年6月30日から同年7月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B出張所に勤務していた期間のうち、昭和49年6月30日から同年7月1日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

私は継続してA社B出張所に勤務しており、空白期間があるはずが無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険加入記録により、申立期間において、申立人が、A社B出張所に勤務し、雇用保険の被保険者資格を有していたことが確認できる。

また、A社B出張所が業務委託していた社会保険労務士から提出された同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書より、申立人が昭和49年7月1日に被保険者資格を喪失したこと及び同社B出張所が同年6月30日において適用事業所であったことが確認できる。

さらに、A社B出張所の元所長に照会したところ、同社同出張所の適用事業所に該当しなくなった日及び被保険者資格喪失日について、昭和49年6月30日として届出を行った覚えはなく、同年7月1日としたはずである旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 49 年 7 月 1 日に A 社 B 出張所において被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A 社 B 出張所に係る被保険者名簿における申立人の昭和 49 年 5 月の標準報酬月額から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から平成6年7月までの国民年金保険料（既に申請免除期間である平成元年1月から4年3月までを除く。）については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年7月から平成6年7月まで
社会保険事務所に確認したところ、夫の国民年金手帳の払出日が昭和56年7月20日であることが確認できたが、当時、夫がA市区町村の職員に相談し、申請免除の手続を行ったと聞いている。

このため、申立期間の国民年金の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A市区町村の（国民年金保険料）収納者リストによると、申立人の保険料については、平成元年度から3年度までの期間の保険料が「0」となっていることから免除期間であることが確認できるが、それ以外の期間の保険料は、各月の金額が記載されていることから申請免除期間であるとは考え難い。

また、申立人と生計を同じくする妻の国民年金保険料については、申立期間のうち昭和56年7月から58年12月までの記録が未納となっているとともに、59年1月以降は国民年金に加入していないことから、申立人の保険料のみが申請免除であったとは考え難い。

さらに、申立期間の保険料を免除したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を免除したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料について、免除していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月及び58年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年3月
② 昭和58年4月から61年3月まで

ねんきん特別便を確認したところ、昭和49年3月の国民年金保険料が未納とされており、58年4月から61年3月までの国民年金保険料の納付事実が確認できないことが判明した。

申立期間①については、昭和49年4月の婚姻後、A市区町村役場において、過去の未納期間の保険料を計算してもらい、一括納付したはずである。

申立期間②については、B市区町村からC市区町村に転入後、継続して保険料を納付していたはずである。

このため、申立期間①の保険料が未納とされていること、及び申立期間②の保険料について納付事実の確認ができないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和49年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後に国民年金の再加入手続を行った時期は、申立期間①当時の申立人の居住地であるA市区町村が管理していた国民年金被保険者名簿から51年5月13日であることが確認できる上、同名簿及び国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は、申立期間①直後の49年4月から51年3月までの保険料について、同年6月29日に過年度納付していることが確認できることから、この時点では、申立期間①については、時効により保険料を納付することができない。

また、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び申立人が所持する国民年金手帳により、申立人は、昭和58年4月28日に国民年金被保険者資格を喪失し、61年4月1日に国民年金第3号被保険者資格を取得したことが確認できるが、申立期間②については、厚生年金保険被保険者との婚姻（昭和49年4

月)による任意加入期間であり、国民年金被保険者資格を有しておらず、申立期間②の保険料を納付することはできない。

さらに、オンライン記録により、申立人の国民年金第3号被保険者資格該当処理年月日については、昭和61年6月17日であることが確認でき、仮に、申立人が、申立期間②について、国民年金に任意加入している場合、同年4月中に第3号被保険者についての該当手続が行われているべきであることから、申立期間②について、継続して保険料を納付していたとする申立人の主張には、矛盾が認められる。

加えて、両申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 2 月 1 日から 5 年 2 月 28 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた平成 3 年 2 月 1 日から 5 年 2 月 28 日までの期間に係る標準報酬月額が、^{そきゆう}遡及して大幅に引き下げられていることが判明した。この処理は、標準報酬月額の改ざん行為と思われるので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成 3 年 2 月 1 日から 5 年 2 月 28 日までは 53 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である 5 年 2 月 28 日より後の同年 3 月 8 日付けで、3 年 2 月 1 日に遡及して訂正され、8 万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社に係る閉鎖商業登記簿謄本により、申立人は申立期間当時、同社の取締役を務めていたことが確認できる。

また、申立人は、口頭意見陳述において、常務取締役として、多数存在した関連会社の代表取締役を務めるなど、A社の営業の一切を取り仕切っていた旨を陳述しており、同社の経営に深く関わっていたものと認められる。

さらに、申立人は、口頭意見陳述において、会社の決算内容を詳細に記憶している一方で、社会保険料の滞納等については、記憶が定かでないとして主張しており、申立人の主張には不自然な点が認められる。

加えて、平成 5 年 3 月 8 日付けで遡及訂正処理が行われたのは、申立人のほか、A社の代表者、事務担当取締役、その他取締役 3 人及び部長職 3 人の計 9 人であることが確認できる。申立期間当時、同社に勤務していた者からは、会社の意思決定を行っていたのは、申立人、同社代表者及び事務担当取締

役の3人であった旨の証言が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の実質的な共同経営者の立場にあり、その権限は社内の極めて広範に渡っていたものと認められることから、申立人が、自身を含む被保険者の標準報酬月額引き下げについて、関与していなかったとは考え難く、申立人は、同社の取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が行われることに同意しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 6 月 1 日から 34 年 11 月 10 日まで
② 昭和 34 年 11 月 20 日から 35 年 5 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社との合併前であった、B社に勤務していた昭和 32 年 6 月 1 日から 34 年 11 月 10 日までの期間及びC社に勤務していた同年 11 月 20 日から 35 年 5 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、両申立期間において、運転手として勤務していたことは間違いないので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社に照会したところ、当時の資料は残存しておらず、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な回答は得られなかったものの、同社の総務部担当から、当時、従業員の中には、本人の希望により、厚生年金保険に加入しない者がいた旨の証言が得られた。

また、申立人が名前を挙げた同僚 3 人のうち、1 人は、B社における被保険者資格を有しているものの、被保険者期間が申立期間より前であるほか、当該同僚 1 人を含む 2 人は、申立期間に、同社の関連会社であるD社における被保険者資格を有していることが確認できる。

さらに、上記同僚 3 人のうち、申立人が同時期に勤務していたとする 1 人は、厚生年金保険事業所別被保険者名簿に名前が無いことから、申立期間において、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

加えて、申立期間及びその前後の期間に、B社に勤務していた同僚 4 人に照会したところ、全員から回答が得られ、そのうち、2 人は申立人を知ら

ないとしており、他の2人は、申立人が勤務していたことは記憶しているものの、勤務期間については分からないとしている。

また、申立期間に係るB社における厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 2 申立期間②について、C社に照会したところ、当時の資料は残存しておらず、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な回答は得られなかった。

また、申立期間当時の同僚8人（申立人が名前を挙げた者を含む。）に照会したところ、6人から回答が得られ、そのうちの3人から、C社には、数か月の試用期間があった旨の証言が得られた。

さらに、C社において、申立人と同様に、昭和35年5月1日に被保険者資格を取得した同僚7人のうち、連絡先の判明した4人に照会したところ、全員から回答が得られ、そのうちの3人が証言する自身の入社日は、被保険者取得日より2か月から6か月前であることから、同社においては、必ずしも、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

加えて、C社E営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、昭和34年4月2日から35年4月30日までの期間において、被保険者資格を取得した者がいないことが確認できる。

- 3 このほか、両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を両事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 30 日から同年 9 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和36年7月30日から同年9月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。
しかし、私は、B社を退職後、すぐに、A社に入社したので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間の代表者は連絡先が不明であるため、申立人の当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する証言を得ることができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚2人及び申立期間の前後1年以内にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した者10人の計12人のうち、存命中で連絡先が判明した3人に照会したところ、1人から回答が得られ、不確かではあるものの、同社には試用期間があった旨の証言が得られた。

さらに、上記回答のあった同僚は、申立人の当時の厚生年金保険の適用に関して不明としており、また、当該同僚の証言から判明した当時の事務担当者も既に他界しているため、申立人の勤務状況等について確認することができない。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事

業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 1 日から 38 年 2 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和36年5月1日から38年2月1日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、申立期間に、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと思う。
このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA社に勤務していたことは、同僚の証言から推認できる。
一方、A社に照会したところ、申立人に係る当時の資料が残存していないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況は確認できない旨のほか、申立期間当時の事業主は他界しているため、当時の取扱いについては不明である旨の回答が得られた。

また、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた同僚32人のうち、存命中で連絡先が判明した8人に照会したところ、4人から回答が得られ、そのうち、1人から、すべての従業員が社会保険に加入していたわけではなく、収入が少なくなることを避ける者やアルバイト等の日払い給与であった者は社会保険に加入していなかった旨の証言が得られたほか、他の1人から、自身が希望して社会保険に加入した記憶は無く、従業員の社会保険の加入については会社が判断していたと思う旨の証言が得られたことから、申立期間当時、A社では、従業員ごとに厚生年金保険の取扱いが異なっていたことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落

したものとは考え難い。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 12 月 1 日から 44 年 7 月 29 日まで
② 昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 45 年 10 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで
④ 昭和 50 年 7 月 22 日から 51 年 9 月 1 日まで
⑤ 昭和 61 年 12 月 1 日から 62 年 9 月 28 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 40 年 12 月 1 日から 44 年 7 月 29 日までの期間、B社に勤務していた同年 10 月 1 日から 45 年 10 月 1 日までの期間、C社に勤務していた同年 10 月 1 日から 48 年 4 月 1 日までの期間並びにD社に勤務していた 50 年 7 月 22 日から 51 年 9 月 1 日までの期間及び 61 年 12 月 1 日から 62 年 9 月 28 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、各申立期間について、それぞれの事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に照会したところ、当時の人事記録等は残存しないため、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用に関して、確認することはできず、不明である旨の回答が得られた。

また、申立人は季節労働者として勤務していたとしているところ、A社から、同社では、正社員は、全員、厚生年金保険に加入させているものの、アルバイト、パート及び期間工については、厚生年金保険に加入させていない旨の回答が得られた。

さらに、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、連絡先の判明した8人に照会したところ、6人から、同社では、正社員であれば厚生年金保険に加入していた旨の証言が得られた。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚二人のうち、一人は既に他界しているほか、他の一人は連絡先不明のため、照会をすることができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票綴には、申立人の原

票は無く、健康保険整理番号に欠番もないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 2 申立期間②について、B社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当していないほか、元事業主に照会したものの、申立期間当時の書類は残存していないため、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用に関して不明である旨の回答が得られた。

また、申立期間にB社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、連絡先の判明した8人に照会したところ、4人から回答が得られたものの、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用に関して具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は既に他界しているため、照会をすることができない。

- 3 申立期間③について、法務局に照会したところ、申立人の主張する所在地に、「C社」という名称の会社・法人は見当たらない旨の回答が得られた。

また、オンライン記録により、「C社」及び類似の名称を含む事業所を検索したところ、申立人が主張する所在地に該当する厚生年金保険の適用事業所は無い。

- 4 申立期間④及び⑤について、申立人はD社の事業主（代表取締役）であったところ、同社の顧問社労士であったとして名前を挙げた税務会計事務所に照会したものの、申立期間当時の書類は残存していないため、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用に関して確認することができない旨の回答が得られた。

また、申立期間において、D社は厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

- 5 労働局からは、申立人の各申立期間に係る雇用保険被保険者記録は無い旨の回答が得られた。

また、各申立期間のうち、申立期間⑤を除く期間において、申立人は、国民年金被保険者資格を有しているとともに、当該期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 6 このほか、各申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 32 年 12 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②について、加入記録が無いことが判明した。

私は、高校卒業後、伯父の紹介で、昭和 32 年 3 月にA社に入社し、同社に勤務した後、伯母が嫁いでいたB社を手伝うこととなり、同年 12 月から、同社に勤務していた。

このことから、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、法務局に照会したところ、申立人が主張するC市区町村に「A社」という名称の会社及び法人は見当たらない旨の回答が得られたほか、オンライン記録により、「A社」を検索したものの、該当する厚生年金保険の適用事業所は無い。

また、法務局から、類似の名称の事業所として、申立人が主張する所在地に、「D社」の法人登記が確認できる旨の回答が得られたことから、オンライン記録により、「D社」を検索したところ、適用事業所として確認できたものの、同社の新規適用年月日が平成 17 年 8 月 1 日であることのほか、同社が同日以前において適用事業所になっていなかったことが確認できる。

さらに、「D社」に照会したところ、事業主から、同社が厚生年金保険に加入したのは平成 17 年か 18 年ごろであり、それ以前は厚生年金保険に未加入であった旨のほか、申立期間当時、事業主であった自身の父は既に他界しており、また、当時の資料も既に処分していることから、雇用実績を含めて、申立人の勤務状況等を確認することができない旨の回答が得られた。

加えて、申立人は、申立期間当時の同僚を記憶していない上、入社時の保証人として名前を挙げた伯父のほか、勤務について証言が得られるとして名

前を挙げた従姉妹二人は、オンライン記録による氏名検索では、該当する者が無く、特定することができないため、申立人の勤務状況等について具体的な証言を得ることができない。

- 2 申立期間②について、申立人が勤務していたと主張する事業所は、法人登記により、当時、E市区町村内に存在していた「B社」であることが確認できるものの、オンライン記録による検索結果では、同市区町村において、同社を含む類似の名称の厚生年金保険の適用事業所は無い。

また、「B社」について、商工会議所に照会したところ、同社は、E市区町村内において、小売業を営んでいた事業所であったが、現在は廃業し、店舗も存在していない旨のほか、同社が廃業した時期については不明である旨の回答が得られた。

さらに、「B社」に係る法人登記により確認できる代表社員及び社員は、いずれも、既に他界しているか連絡先が不明である上、申立人が申立期間当時の同僚として名前を挙げた者も既に他界していることから、申立人の勤務状況等について具体的な証言を得ることができない。

加えて、申立人は、同僚のほかに、「B社」における勤務について証言できる者として、知人及び友人の二人の名前を挙げていることから、両人に照会したところ、申立人が同社に勤務していたことは記憶しているが、その時期、期間及び同社における勤務条件等については分からない旨の回答が得られた。

- 3 このほか、両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を両事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1196

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
② 平成 7 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた平成 7 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間及びB社に勤務していた同年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

両申立期間については、A社及びB社から他の会社に異動した時期であることから、厚生年金保険に継続して加入していたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出されたA社発行の平成 7 年分給与所得の源泉徴収票によれば、退職日が平成 7 年 3 月 31 日であることが確認できる。

一方、A社から提出された申立人に係る「人事異動通知書」及び「人事記録(乙)」では、「任期は1日とする。ただし、任命権者が別段の措置をしない限り平成 7 年 3 月 30 日まで任用を日々更新し、以後更新しない。平成 7 年 3 月 30 日限り退職した。」旨が記載されていることが確認できる。

また、申立人から提出された上記給与所得の源泉徴収票の社会保険料の金額欄を検証したところ、記載されている金額(7万0,395円)は、申立期間前の期間(平成 6 年 12 月分から 7 年 2 月分までの 3 か月分、翌月控除方式(A社からの回答))に係る健康保険料及び厚生年金保険料の合計額に一致しており、平成 7 年 3 月の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、A社に照会したところ、申立人について、平成 7 年 3 月 31 日付で被保険者資格を喪失する旨の届出を行い、同年 3 月の保険料は控除して

いない旨の回答が得られた。

加えて、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、連絡先が判明した10人に照会したところ、5人から回答が得られたものの、厚生年金保険の加入について具体的な証言は得られなかった。

- 2 申立期間②について、労働局に照会したところ、申立人のB社に係る雇用保険被保険者記録では、離職日が平成7年9月30日となっている旨の回答が得られた。

また、申立人から提出されたB社発行の平成7年分の給与所得の源泉徴収票によれば、退職日が平成7年9月30日であることが確認できる。

一方、B社から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」では、申立人は平成7年9月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、B社から提出された給与台帳を検証したところ、翌月控除方式により、社会保険料が控除されていることが確認でき、申立人の平成7年10月分の給与から、同年9月の社会保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、B社に照会したところ、退職時における社会保険料の取扱いについて、翌月控除方式であることから、退職月の給与から翌月分を含む2か月分の保険料を控除しなかった場合、月末であれば末日の前日に退職したものとして、退職月を被保険者期間とならないよう資格喪失に係る届出を行った旨の回答が得られ、上記給与台帳により、申立人の平成7年9月分の給与からは、2か月分の社会保険料が控除されていないことが確認できる。

加えて、申立期間にB社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、連絡先が判明した10人に照会したところ、3人から回答が得られたものの、厚生年金保険の加入について具体的な証言が得られなかった。

- 3 このほか、両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる資料は無く、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を両事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月から 59 年 2 月まで

年金事務所に標準報酬月額を照会したところ、A社に取締役として勤務していた昭和 53 年 8 月から 59 年 2 月までの期間について、標準報酬月額が低額になっている旨の回答を受けた。

昭和 53 年 8 月以後、急に下がるのはおかしいので、申立期間について正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B厚生年金基金に照会したところ、同基金が管理する申立人の標準報酬月額の記録は、オンライン記録と同額である旨の回答が得られた。

また、申立期間にA社の総務担当者であった3人のうち、2人から、役員の給与に関しては、当時の同社の本社である、C社が管理していた旨の証言が得られたことから、C社に照会したところ、申立期間の厚生年金保険の加入状況及び標準報酬月額の決定に関する書類は現存しておらず、当時の状況を記憶している者もいないため、詳細は不明である旨の回答が得られた。

さらに、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和53年8月1日の月額変更において8万6,000円に決定されていることが確認できるほか、以降、昭和53年度から58年度の算定基礎届けにおいて、毎年、8万6,000円に決定されていることが確認できる。

加えて、上記被保険者原票には、申立人の標準報酬月額がさかのぼって訂正された形跡は無く、不自然な点は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において、その主張する

標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1198 (事案 860 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 8 月 21 日から 16 年 5 月 20 日まで
前回、第三者委員会に申立てをした、A社に勤務していた平成 14 年 8 月 21 日から 16 年 5 月 20 日までの期間について、第三者委員会から記録を訂正できない旨の回答を受けた。

私が所持する平成 14 年分及び 16 年分の給与所得の源泉徴収票により、社会保険料控除が確認できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、雇用保険被保険者記録及びA社の回答により、申立人が勤務していたことは認められるが、i) 申立人から提出された給与支給明細書から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていないこと、ii) 同社では申立期間当時、従業員を正社員から契約社員に変更することで、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる手続きを行ったこと、iii) 同僚から、同社の事業主から、不景気のため、厚生年金保険から国民年金に変更してほしいと言われ、申立人と一緒に国民年金の加入手続を行った旨の証言が得られたことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 6 月 23 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から新たな資料として平成 14 年分及び 16 年分の給与所得の源泉徴収票が提出されたことから、そのうち、14 年分について、A社に照会したところ、従業員に対し、年末調整を行うに当たって、生命保険料、国民年金保険料及び国民健康保険料のそれぞれの額を申告させるようにしていた旨の回答が得られた。

このことから、上記の回答を踏まえ、平成 14 年分の給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の控除金額 63 万 3,227 円について検証したところ、当該額は、申立期間前の期間に当たる、平成 14 年 1 月から同年 7 月までの期間に係る社会保険料に、申立人がA社における被保険者資格を喪失した以後の期間に当たる、同年 8 月から同年 12 月までの期間における国民年金保

険料及び国民健康保険料を合計した金額に一致することから、当該源泉徴収票により、申立期間のうち、同年8月から同年12月までの厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、平成16年分の給与所得の源泉徴収票における社会保険料等の控除金額は5,664円と少額であることから、申立期間のうち、同年1月から同年4月までの厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

これらのことから、今回、申立人から提出された平成14年分及び16年分の給与所得の源泉徴収票は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年4月から20年3月まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B部に勤務していた昭和17年4月から20年3月までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

上記期間に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「B部従業員履歴表」により、申立人が申立期間にA社B部に勤務していたことは確認できる。

一方、オンライン記録により、申立人が主張する「A社B部」及び類似する名称の厚生年金保険の適用事業所を検索したものの、該当する適用事業所は無い。なお、A社B部が適用事業所となったのは、昭和30年4月1日である。

また、A社に照会したところ、申立期間における厚生年金保険の加入の有無については、不明である旨の回答が得られた。

さらに、C共済組合連合会に照会したところ、昭和17年4月から20年3月までの期間にA社B部に在籍していた者は、内地のA社各部の雇傭人に該当していたため、共済組合の加入については、同年4月からであった旨の回答が得られた。

加えて、申立人から申立期間当時の賞与袋が提出されているものの、俸給給料を訂正したものであり、厚生年金保険料の欄が無い。

このほか、給与明細書等、保険料の控除を確認できる資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 10 月 1 日から 55 年 3 月 1 日まで
② 昭和 55 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

年金事務所に標準報酬月額を照会したところ、A社B事業所に勤務していた期間のうち、昭和 53 年 10 月 1 日から 55 年 3 月 1 日までの期間及びC社に勤務していた期間のうち、同年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、低く記録されている旨の回答を受けた。

申立期間に報酬が減額された覚えは無いので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に照会したところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、決定に関する書類は現存していないため、詳細は不明であるものの、C社へ転勤した際の異動決裁書には、通勤手当を除いた給与支給額に相当する「基準月収」として、20万7,580円と記載されている旨の回答が得られた。

また、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が掲載されたページの前後10ページに掲載されている者のうち、申立期間に被保険者資格を有する者は102人いるところ、そのうち73人（申立人を含む。）については、昭和52年の標準報酬月額と比較して、53年又は54年、若しくはそのどちらの年も標準報酬月額が低くなっていることが確認できる。

さらに、申立期間に、A社B事業所において厚生年金保険被保険者資格を有していた同僚のうち、存命中で連絡先が判明した10人に照会したところ、9人から回答が得られ、そのうちの4人から、当時、石油ショック、不況等により、残業の抑制、賃金カット、ボーナスカット等があった旨の証言が得られた。

加えて、上記回答が得られた同僚のうち3人から提出された給与明細により、上記の証言どおり、給与が減額されていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の標準報酬月額がさかのぼって訂正された形跡は無く、不自然な点はない。

このほか、申立人は申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が主張する準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1201

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月26日から38年7月31日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和37年12月26日から38年7月31日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和37年3月1日に就職して以来、38年7月31日まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に他界しているため、照会することができない。

また、申立期間に社会保険事務を担当していた者に照会したところ、申立人の名前は記憶しているものの、申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用に関しては、全く記憶がない旨の回答が得られた。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同一の喪失届受理番号が確認できる者（昭和37年12月29日に、被保険者資格を喪失。）に照会したところ、自身の同社における退職日は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日と同時期である旨の回答が得られた。

加えて、申立人は申立人の弟がA社に勤務していたと主張していることから、申立人の弟に照会したものの、申立人とは勤務場所が違っていた旨の証言が得られたのみで、申立人に係る申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1202 (事案 628 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 1 月 4 日から 22 年 1 月 4 日まで
A社B事業所に勤務していた昭和 19 年 4 月 1 日から 22 年 2 月 1 日までの期間について、厚生年金保険の被保険者として認められなかった。
しかし、当該期間中、A社B事業所に勤務していたことは間違いないのに、厚生年金保険の被保険者として認められないことに納得がいかない。
前回の申立てに係る調査及び審議は不十分であると考えられることから、改めて、昭和 19 年 1 月 4 日から 22 年 1 月 4 日までの期間を申立期間として申し立てするので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、昭和 19 年 4 月 1 日から 22 年 2 月 1 日までの期間において、A社B事業所では、試用期間があったとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 9 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人からは、新たな資料として、当時の居住地を示す戸籍の附票が提出されているが、既に前回の申立てにおいて確認済みであり、新たな資料とは認められない。

また、申立人は、前回の申立てに係る当委員会の調査及び審議が不十分であると主張するが、これは委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。